

愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター
エレベーター保守点検業務仕様書

標記業務の受託者（以下「受託者」という。）は、愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター（以下「紙産業技術センター」という。）に設置するエレベーター設備を安全かつ最適な状態で維持するため、次の仕様により保守点検を行うものとする。

1 契約の対象となるエレベーター設備は次のとおり。

- (1) 所在地 四国中央市妻鳥町乙127（紙産業技術センター）
- (2) 種類及び台数 三菱エレベーター「エレパック」
 - ① 管理研究棟 (1階～3階) 1台（速度60m/min、積載重量900kg）
 - ② 研究交流棟 (1階～2階) 1台（速度60m/min、積載重量900kg）
- (3) 付加装置 停電時自動着床装置、地震時管制運転装置、火災時管制運転装置

2 受託者は、上記のエレベーター設備の安全かつ良好な運転状況を保つため、次の保守点検業務を行う。

- (1) 技術者によるかご、昇降路、ピット等の1ヶ月毎の保守点検（給油、調整、清掃）
- (2) 機械による運行状況の24時間監視及び1ヶ月毎のリモート点検（かご、昇降路、ピット等の作動状況）若しくは同等の保守点検
- (3) 異常監視及び閉じ込め故障時における直接通話サービス
- (4) 消耗部品の供給（定期・随時）
- (5) 消耗部品の交換、修理作業（定期・随時）
- (6) 年1回の定期検査（建築基準法に定められた点検）
- (7) 故障時における緊急対応
- (8) その他エレベーター設備の保守管理に必要な事項（随時）